

Visa デビットカード利用規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 6 条 (カードの有効期限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カードの有効期限は、別途当社が定めるものとします。 2. 当社は、カードの有効期限満了後であっても、加盟店等から第 10 条第 2 項に定める売上確定通知を受けた場合、なお本サービスによる口座残高の引き落としおよび弁済を行うことができるものとします。 	<p>第 6 条 (カードの有効期限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カードの有効期限は、別途当社が定めるものとし、カードおもて面に記載した月の末日までとします。 2. カードの有効期限到来前の当社所定の期日までに本サービスの解約申出がなく、当社が引き続きデビットユーザーとして承認する方には、有効期限を更新した新しいカードを送付します。この場合、デビットユーザーは有効期限を経過したカードは破棄し、新しいカードを利用するものとします。 3. 当社はデビットユーザーのカード利用状況等により、当社の判断により有効期限の更新を行わず、また、有効期限到来前であっても本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、カードはキャッシュカード機能のみを搭載するカードとして引き続き利用できるものとします。 4. 当社は、カードの有効期限経過後であっても、加盟店等から第 10 条第 1 項または同条第 2 項に定める通知を受けた場合、同条各項の定めにしたがい本サービスによる口座残高の引き落としまたは弁済を行うことができるものとし、本サービスによる口座残高の引き落としまたは弁済を行う場合には、本規定を適用するものとします。